

綾川町避難所運営マニュアル  
～新型コロナウイルス感染症対策編～

令和3年4月1日

綾川町総務課

# 綾川町避難所開設・運営マニュアル

## －新型コロナウイルス感染症対策編－

### 目次

避難所での新型コロナウイルス感染症対策についてのマニュアルとなります。

#### はじめに

<b>1. 住民の適切な避難行動への理解促進</b> .....	1
(1) 適切な避難行動の周知・啓発 .....	1
(2) 適切な避難行動への支援 .....	1
(3) 必要な物資等の持参 .....	2
<b>2. 避難者の受入れの基本的な考え方</b> .....	2
<b>3. 避難所における3密（密閉・密集・密接）の回避</b> .....	3
(1) 避難所における複数の避難スペースの確保 .....	3
(2) 指定避難所以外の避難所の確保 .....	3
<b>4. 避難所における生活環境の確保</b> .....	4
(1) 避難所開設に当たっての準備 .....	4
(2) 避難所開設時の感染防止対策 .....	6
<b>5. 避難所等における健康管理、発熱等の症状がでた場合の対応</b> .....	8
(1) 避難者（運営スタッフ含む）の健康管理 .....	8
(2) 発熱等の症状が出た者への対応 .....	8
(3) 濃厚接触者、自宅療養者等への対応 .....	9
<b>6. 感染者が確認された場合</b> .....	9
<b>7. 車中泊避難者への支援</b> .....	9
<b>8. 在宅被災者等への支援</b> .....	10
<b>9. 避難所閉鎖後の対応</b> .....	10

## はじめに

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない新規感染者が報告される中、大規模な地震や台風、豪雨などの風水害時には、多くの住民が避難する避難所が「3密」状態により感染が拡大する恐れがあることから、避難所における感染防止対策が重要です。

各避難所においては、本マニュアルを参考として、避難所における新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでください。

なお、本運営マニュアルは、現時点の知見を反映したものであり、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

## 1. 住民の適切な避難行動への理解促進

指定避難所での感染リスクを危惧して、避難すべき人が避難行動をとらないおそれがあることから、町は、住民に対し、平時から地域の災害リスクを把握し、迅速で適切な避難行動につなげられるよう、次の点について、広報あやがわ・ホームページ・防災行政無線等の様々な情報伝達手段を活用して、広く周知しています。

### (1) 適切な避難行動の周知・啓発

- ・住民は「自らの命は自らが守る。」という意識を持ち、常日頃からハザードマップ等を活用して、居住地等の災害特性の把握や、指定避難所の位置や経路等の確認を行うことにより、いざという時に迅速に避難行動につなげる。
- ・災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則であり、安全な場所にいる人まで避難所へ行く必要はない。
- ・自宅で安全が確保できる場合は、必ずしも避難所に行く必要がない。
- ・安全な場所に住んでいる親戚や友人宅等への避難や、安全な場所等（学校のグラウンド等）における車中泊等についても検討する。

### (2) 適切な避難行動への支援

- ・テレビやラジオ、防災行政無線に加え、防災アプリ「香川県防災ナビ」や防災情報メールなどの他応な情報入手方法の確保に努める。

### (3) 必要な物資等の持参の啓発

・避難所に行く際は、非常用持出品（常備薬含む）に加え、マスク、体温計、手指消毒剤などについても、事前に準備し、できるだけ持参する。

## 2. 避難者の受入れの基本的な考え方

多くの住民が集まる避難所で感染が拡大することがないように、避難行動の住民周知、より多くの避難所の確保、避難所内での感染防止対策が求められています。

災害時には、咳・発熱等の症状があり、感染症の疑いのある方の避難が想定されます。また、新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者で検査結果待ちや陰性で健康観察中の方の避難も想定されます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者（以下、「感染者」という。）のうち病院に入院していない軽症・無症状者は、ホテル等宿泊施設での療養を基本としていますが、例外的に、家族等の状況等により、自宅で療養されている方もいます。

基本的には、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当ではありませんが、在宅避難ができないなど、一時的に一般の避難所で受け入れざるを得ない場合も考えられます。

自宅療養者、濃厚接触者、咳・発熱等の症状があり感染の疑いのある方と、一般避難者は分けて、別の避難所への受入れが望ましいですが、一般の避難所で受け入れる場合は、専用スペースの設定が必要です。

また、受入れに当たっては、自宅療養者、濃厚接触者等へ人権、プライバシーに最大限配慮することが必要です。

区分	基本的な対応
咳・発熱等の感染の疑いがある人	発熱者等専用スペースで受け入れます。 健康観察を行い、緊急性の高い症状がある場合には、医療機関等に搬送します。
濃厚接触者 (健康観察期間中)	濃厚接触者専用スペースで受け入れます。 症状が出現し感染が疑われる場合には、医療機関等へ受診させます。

自宅療養者（「無症状病原体保有者」及び「軽症患者」）	自宅療養者待機スペースに待機させて、保健所に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設に入所を調整します。ただし、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、自宅療養者待機スペースで健康観察します。
上記以外の一般避難者	一般避難者用の避難スペースで受け入れます。ただし、妊産婦や障害者等の配慮が必要な方は、福祉スペースを設けて受け入れることも考慮します。

※自宅療養者のホテル等へ入所は、綾川町から保健所経由で連絡を受けた県が調整を行います。

※自宅療養者や濃厚接触の避難に関して、必要な情報共有については、町と保健所で事前に整理し、各避難所に連絡体制等を連絡します。

### 3. 避難所における3密（密閉・密集・密接）の回避

指定避難所を開設する際、多くの避難者が密集すると、十分な間隔が確保できず、3密になることが懸念されることから、十分なスペースを確保するため、町はできるだけ多くの避難スペースや避難所を確保する。

#### （1）避難所における複数の避難スペースの確保

- ・指定避難所のうち、優先して避難所が開設される地区公民館、綾上支所においては、災害時にこれまで避難室として開放していなかった部屋を避難スペースとして活用する。
- ・指定避難所となる小中学校等においては、体育館のほか、必要に応じ、空き教室等を活用する。（小中学校の利用は、大規模災害時のみです）

#### （2）指定避難所以外の避難所の確保

- ・発生した災害の規模や被災者の状況によっては、指定避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の施設を避難所として活用する。
- ・全ての指定避難所を開設しても不足する場合は、町が所有するそのた施設を活用する。
- ・国や県が所有する研修施設などについても必要に応じ、避難所としての活用について検討・調整を行う。

・上記の取組を行っても、なお、避難所の不足が予測される場合は、ホテル等民間宿泊施設の活用を検討し、その利用対象者は、高齢者・障がい者・妊産婦等の要配慮者とその家族とする。

## 4. 避難所における生活環境の確保

避難所の開設に当たっては、避難者（個人又は世帯）間の間隔の確保のほか、マスクの着用や手指消毒など感染拡大を予防する「新しい生活様式」を踏まえた生活環境を確保することから、次の点に留意する。

### (1) 避難所開設に当たっての準備

#### ① 避難所利用方針の共有

避難所運営スタッフを集めて滞在スペースの設営場所や、一般区域と専用区域のゾーニング等を確認します。

#### ② 避難者間のスペースの確保

- ・避難者（世帯）ごとの間隔を、可能な限り2 m（最低1 m）確保する。
- ・十分な間隔が確保できない場合は、飛沫感染防止のため、間仕切りを設置する。
  - ※間仕切りは、少なくとも座位で口元より高いパーティション（高さ1～2 m）とする。
  - ※1人当たりの居住面積は3.5㎡（UNHCRが定める難民キャンプ設置基準）が望ましいが、避難生活の長期化も見据え、可能な限り広く確保する。
- ・人の交差を防ぐため、通路幅を可能な限り2 m以上確保し、避難所内の動線を一定にする。
- ・滞在スペースには、区画ごとに番号をつける。

#### ③ 発熱者等（自宅療養者や濃厚接触者、咳・発熱等の感染の疑いがある人）のための専用スペースの確保

・発熱、咳等の症状が出た人のための専用スペースについて、飛沫感染を防止するため、できるだけ個室、専用トイレ、専用の動線（専用通路、専用階段等）の確保に努める。どうしても難しい場合は、時間的分離や消毒等の工夫をした上で兼用する。ただし、一般避難者と兼用することはできない為、専用トイレを設置することができない場合は、パーティションやテント等で仕切って専用スペース内に簡易トイレを設置する。

- ・滞在スペースには、区画ごとに番号をつける。
- ・専用トイレや専用階段等がわかる案内表示や他の専用ゾーンとの境界がわかるように境界線テープを貼るなどする。
- ・専用スペース(個室)において、複数の発熱者等が在室する場合は、間仕切りを設置し、それぞれのスペースを分ける。
- ・各専用スペース（個室）から離れた専用ゾーン内に、蓋つき又はペダル式の専用のごみ箱を設置します。

■ 専用スペースの種類

- 自宅療養者待機スペース
- 濃厚接触者専用スペース
- 発熱者等専用スペース

※ 自宅療養者は、原則、保健所に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設に移動してもらいますが、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、避難所で一時滞在する場合があります。

※ 必要に応じて、発熱者の家族及び同居者用の専用スペースの確保も検討します。

④ 必要な物資・資機材の確保等

- ・町は、感染症対策として、マスク・手指消毒液・体温計（非接触型）・ハンドソープ・キッチンペーパー・次亜塩素酸ナトリウム液、ゴミ袋等を用意する。
- ・町は、避難者のスペース確保のため、間仕切り・テント・簡易トイレ等を確保する。
- ・町は、指定避難所以外の避難者についても、避難所運営会議と連携しながら、分散避難などの指定避難所以外の避難状況について把握することにより、指定避難所の避難者と同様に、食料等必要な物資の配布などを行う。
- ・避難所担当スタッフのため、使い捨て手袋、フェイスシールド、ガウンを確保する。

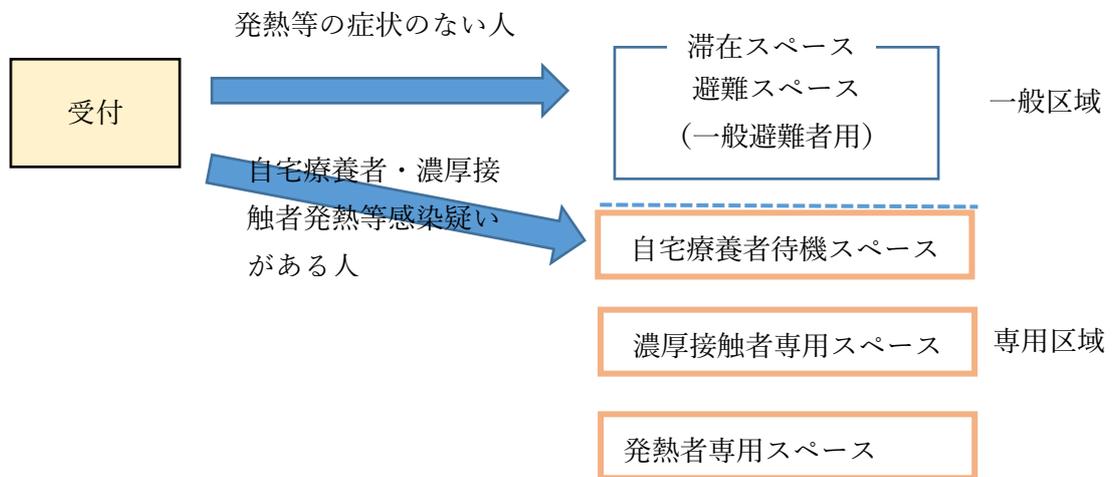
健康管理用	体温計（非接触型）
消毒用	石けん、消毒液（70%以上エタノール）、ペーパータオル
個人防護具	マスク、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、使い捨てゴム手袋、ガウン

その他	パーテーション又は間仕切り、段ボールベッド、簡易テント、簡易トイレ、養生テープ（区画用）、透明シート等による間仕切り（受付用）、蓋つき又はペダル式ゴミ箱、扇風機（換気用）、ゴミ袋
-----	---

## （２）避難所開設時の感染防止対策

### ① 受付での対応

・避難所の受付では、飛沫防止対策を実施するとともに、受付待ちの避難者間の距離を確保するほか、手指の消毒、体調に関する問診（問診票：6 P）及び検温（※）を行い、原則マスクの着用を呼びかける。（※非接触型体温計がない場合は、問診票を代用する。）



※避難者カードについては、発熱等がある場合の方は、受付で記入せずに専用区域に移動した後に記載してもらい、避難所運営スタッフが症状等の聞き取りを行うものとします。

### ② 必要な防護具の装着等

避難者受入時の役割分担をして、活動場所ごとに必要な防護具を装着します。

また、こまめに手洗いや手指消毒をします。また、受付で使用する筆記用具、机等は定期的に消毒薬で拭き掃除をおこなうものとします。

#### ■ 活動場所別の必要な防護具

受付で活動する人	マスク、ゴム手袋、フェイスシールド、雨着
専用区域で活動する人 （濃厚接触者等の受入等）	

一般区域で活動する人 (一般避難スペース)	マスク
--------------------------	-----

### ③ 避難所における衛生環境の確保

- ・避難所の出入口、トイレ周辺等には手指消毒液を設置する。
- ・避難所内は定期的（1時間に2回）に換気する。複数の窓がある場合は2方向の窓を開放する。窓が1つしかない場合はドアを開ける。換気扇や扇風機を併用すること。
- ・避難所内は定期的に清掃するほか、接触が頻繁な箇所（ドアノブ、トイレの便座、水洗レバー等）については、アルコール消毒液又は、次亜塩素酸ナトリウム液（※）を用いて、定期的な消毒を行うなど、衛生環境を確保する。

（※次亜塩素酸ナトリウム液の作り方:1ℓの水に対して、商品付属のキャップ1杯分のキッチンハイター（濃度5%）などを加える。）

- ・掃除、消毒のときは、マスク、眼の防護具、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てゴム手袋も可）、エプロンまたはガウンを装着すること。

### ④ 避難者への周知・啓発

- ・避難者や避難所運営スタッフは、マスク着用を基本とし、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- ・物資の配布時間を細かく設定して、一同に集合ないように調整するなど、避難者の密集・密接を回避する。
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理する。
- ・食事時間を調整することや対面での食事や会話を控えるなど、食事の際の3密対策を講じるとともに、食品や物資の手渡しは控えるよう周知する。なお、移動が困難な障害者や高齢者等もいるので、その場合には運営スタッフ等が直接配布するものとしますが、濃厚接触者や咳・発熱等の感染の疑いがある人への食事の受け渡しは、直接行わず、専用スペース前などに置いて渡す方法とする。
- ・避難者には、発熱等の症状があった場合は、直ちに避難所担当スタッフ等に申し出るよう周知する。
- ・これらの注意事項を徹底するため、避難所内（入り口や避難スペース等）に「避難所における注意喚起用ちらし（8P）」を掲示する。

### ⑤ 避難者情報の管理

- ・避難所で感染者が発生した場合に備えて、避難者カード等の避難者の情報は、感染の追跡調査に備えて退所後一定期間（少なくとも2週間以上）保管します。
- ・避難者の情報には、濃厚接触者を後追いできるように、入退所日や滞在スペースの場所も記録しておきます。

#### ⑥ ごみ処理

- ・専用区域で発生したごみは、ごみ袋を2重にして一般のごみとして廃棄します。ただし、専用区域で活動する人が装着したマスク等の防護具は、感染性廃棄物に準じて廃棄します。
- ・ごみ処理を行うときは、マスク、目の防護具、掃除用手袋、ガウン（ごみ袋での手作り、カッパでの代用も可）を装着します。

## 5. 避難所等における健康管理、発熱等の症状がでた場合の対応

### (1) 避難者（運営スタッフ含む）の健康管理

- ・避難者の受付時に検温や聞き取りを行うなど、健康状態を確認するとともに、避難所運営スタッフも同様とする。
- ・健康状態の確認の結果、発熱等がある人などについては専用スペースに誘導するとともに対応策について保健所の指示を仰ぐ。
- ・高齢者、障害者、外国人、女性、子供など、様々な配慮が必要な方については、本人や家族から丁寧に話を聞き、健康状態等を的確に把握すること。特に、聴覚障害者と接するときには、障害者からの求めに応じて、口の形を読みやすいように工夫するなど、柔軟に対応すること。その他、コミュニケーションに配慮が必要な方々に対して、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ及び分かりやすい表現等による情報の提供を行うこと。
- ・避難所には、避難所開設が長期間に渡るなど必要に応じて、町は、保健師等を配置又は巡回させ、避難者の健康状態を定期的に確認する。
- ・特に、高齢者や基礎疾患を有する者等が感染した場合、重症化するリスクが高いため、健康状態の確認に十分留意する。
- ・指定避難所以外の避難者の健康管理も実施できるよう、円滑な連絡体制を構築する。

### (2) 発熱等の症状が出た者への対応

・次の症状の場合は、速やかに専用スペースに誘導し、症状を聞き取り、避難所担当スタッフ等から町災害対策本部（避難所運営グループ）に連絡し、本部を通じて保健所の指示を仰ぐ。

・詳細なフローについては「避難所における発熱等の症状が出た場合の対応(7P)」を参照

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 高齢者や基礎疾患がある方、透析を受けている方、抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

### （3）濃厚接触者、自宅療養者等への対応

・「濃厚接触者」は、他者との接触を避ける必要があるため、専用スペースに誘導するとともに、避難所運営スタッフから町災害対策本部（避難所運営グループ）に連絡し、本部を通じて保健所の指示を仰ぐ。

・自宅療養者（「無症状原体保有者」及び「軽症患者」等）は、病院や宿泊療養施設に入所することが原則であり、避難所に滞在することが適当でないことから、避難所担当スタッフ等から町災害対策本部（避難所運営グループ）に連絡し、本部を通じて保健所の指示を仰ぐ。その間は、自宅療養者待機スペース（安全が確保できる場合は本人の車の中）に待機させておくこととします。特に災害発生時には無理に移動させないこととします。

## 6. 感染者が確認された場合

感染者が確認された場合、保健所の指示により、施設の消毒や避難者を他の場所に移動等させるなどの対応をします。また、必要に応じて同じ滞在スペースにいた避難者の健康観察を実施します。

## 7. 車中泊避難者への支援

新型コロナウイルス感染症の現下の状況から、車中泊避難者が発生することが想定される。車中泊避難者については、必ず避難者カードの記入をもとめ、氏名、電話番号、車のナンバー等を控えておくこと。車中泊避難をおえて帰宅する（または別の場所に移動する）場合は必ず受付に連絡してから帰宅するように連絡すること。

定期的に健康管理の確認の対象とすることが必要となる。あわせて、エコノミークラス症候群を防ぐために水分をとる、定期的に体操をするなど健康管理に留意すること。

## 8. 在宅被災者等への支援

---

避難生活が長期化した場合は、在宅被災者や避難所外被災者に対して、食料や物資を必要としている人には、避難所を拠点に食料や物資等の配布や健康相談などの支援を行います。

物資等の配布を行う場合、例えば、避難所が混雑しないように、避難所周辺の地域内に物資配布場所を確保して配布するなどの工夫をします。

## 9. 避難所閉鎖後の対応

---

施設管理者や保健所と相談を行い、避難所内の必要箇所の消毒及び換気を実施した上で、原状回復を行います。

# 避難者入所時チェックシート

●●避難所

① 記入日	年 月 日	② 氏名	
③ 体温		度	

## ④ 確認事項

<input type="checkbox"/>	風邪の症状や発熱が数日間続いている
<input type="checkbox"/>	強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある
<input type="checkbox"/>	激しい咳症状がある
<input type="checkbox"/>	基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）がある
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス陽性者と判定を受け、経過観察中である
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触したことがあり、保健所の経過観察が終わっていない。
<input type="checkbox"/>	直近2週間以内で海外の渡航歴がある
<input type="checkbox"/>	その他、体調が優れない（味覚、嗅覚以上なども含む）

## ⑤ その他、備考

--

※いずれかに該当する場合は、すぐに避難所スタッフに申し出て下さい。

※避難所スタッフ使用欄

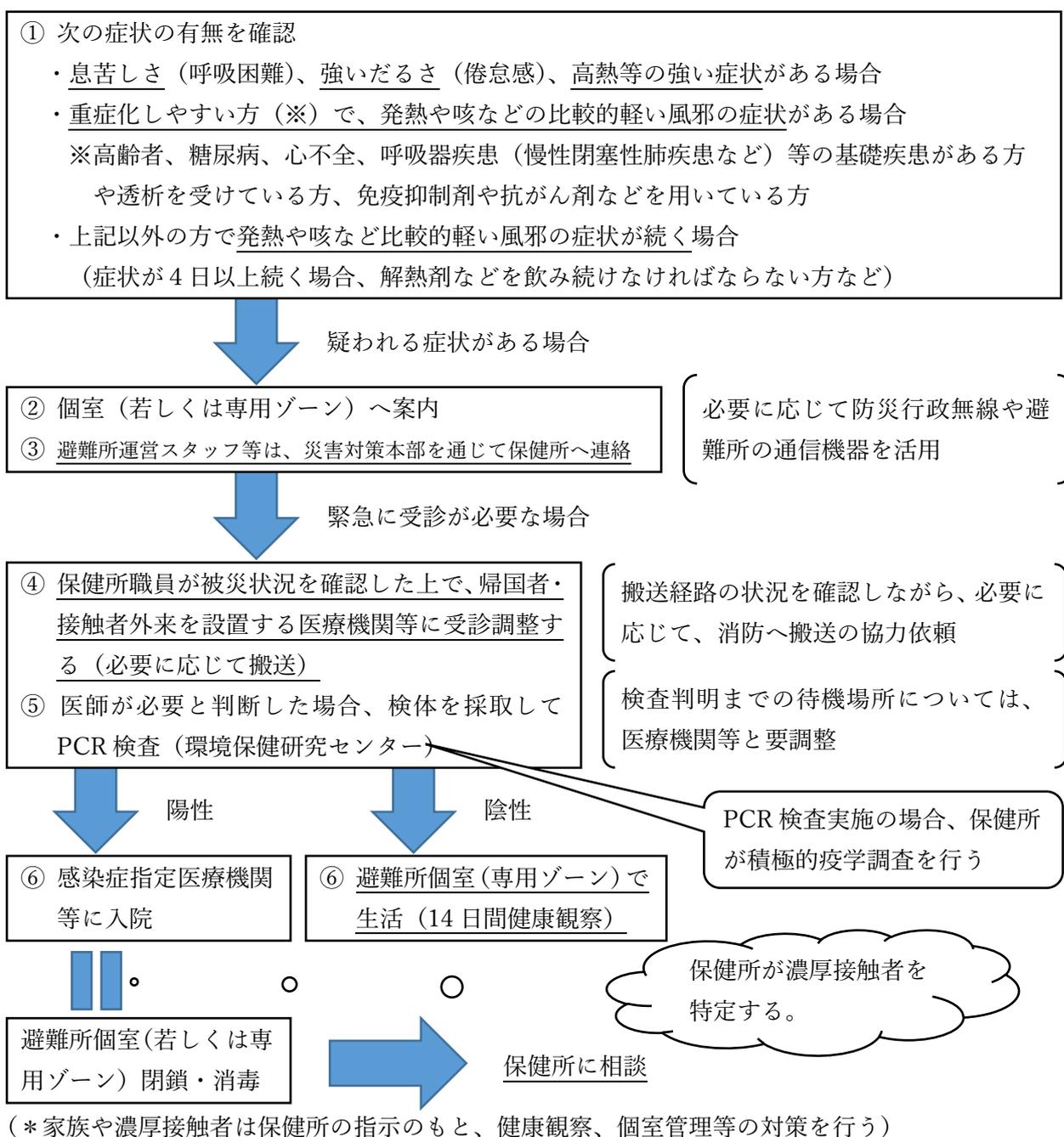
体温	
確認者	

## 避難所における発熱等の症状が出た場合の対応

### 1 避難所開設時

- ① 避難所の受付において、配布用マスク、手指消毒液、体温計（非接触型体温計が望ましい）等を設置
- ② 避難所において、世帯間で可能な限り2 m（最低1 m）の間隔を確保し、必要に応じてパーティションを活用。
- ③ 予め、避難所内で発熱、咳等の症状が出た者のため、可能な限り個室の確保を検討（難しい場合は、動線を分けた上で、一般の避難者とはゾーンを区別して確保）
- ④ 避難所の受付において、問診（検温）の実施

### 2 避難所受入時（避難生活時は、日々の健康管理又は避難者の申し出により対応）



## 各保健所連絡先一覧

施設名	電話番号	FAX 番号	管轄
高松市保健所	087-839-2860	087-839-2879	高松市
小豆総合事務所	0879-62-1373	0879-62-1384	土庄町、小豆島町
東讃保健福祉事務所	0879-29-8261	0879-42-5881	さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町
中讃保健福祉事務所	0877-24-9962	0877-24-8341	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
西讃保健福祉事務所	0875-25-2052	0875-25-6320	観音寺市、三豊市

※時間外は警備会社または宿直から担当者へ連絡し対応することになります。

## 感染を広げないための避難所のルール

新型コロナウイルス感染対策にご協力ください。

- 避難所内ではマスクを着用しましょう。

※マスクが常時着用できない乳幼児などもありますので、配慮をお願いします。

- 他の避難者との距離を十分にとりましょう。
- 避難スペースに入る前には、消毒液で手指の消毒をしましょう。
- 食事の前やトイレに行った後は、石けんで手を洗い、消毒液で消毒をしましょう。
- 咳エチケットの実施を徹底しましょう。
- 関係者以外は、専用区域には立ち入らないでください。
- 体調がすぐれない方は、避難所担当スタッフにお知らせください。
- 避難スペースの清掃・消毒は各自で行いましょう。

感染拡大防止にご協力いただいている専用区域の避難者への人権に配慮した行動をお願いします。

## 専用スペースで生活されている方へのお願い

避難所での感染拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。

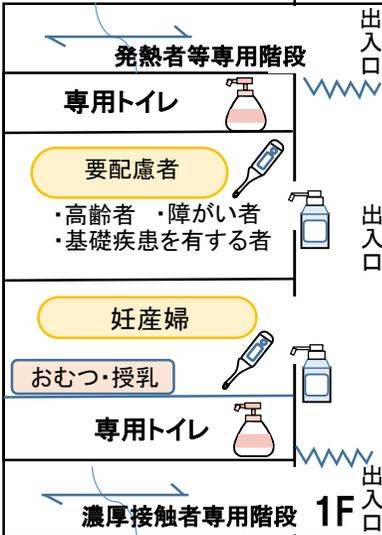
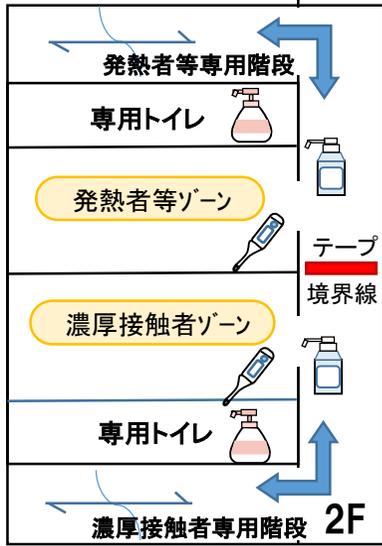
専用スペースでの生活では、以下のことにご協力をお願いします。

- 体調が悪化した場合は、すぐに運営スタッフに申し出てください。
- 毎日、朝と夕に健康状態を確認します。
- 原則専用スペース内に留まってください。万が一、専用スペースを出るときは運営スタッフに声をかけ、マスクを着用し、他の避難者とソーシャルディスタンスを確保してなるべく接触を避けてください。元のスペースに戻る際には、必ず石けんで手洗いをするか、消毒液で手指消毒をします。
- トイレは、専用トイレ以外は使用しないでください。使用後は、便座などを消毒してください。
- 生活スペースの清掃は、各自行ってください。
- ごみは、専用ゾーン内の専用ごみ箱に分別して廃棄してください。
- 家族を含めて、来訪者と面会を行わないでください。
- 避難所を退所する場合は、運営スタッフにご相談ください。
- 避難所の利用にあたっては、運営スタッフの指示に従ってください。

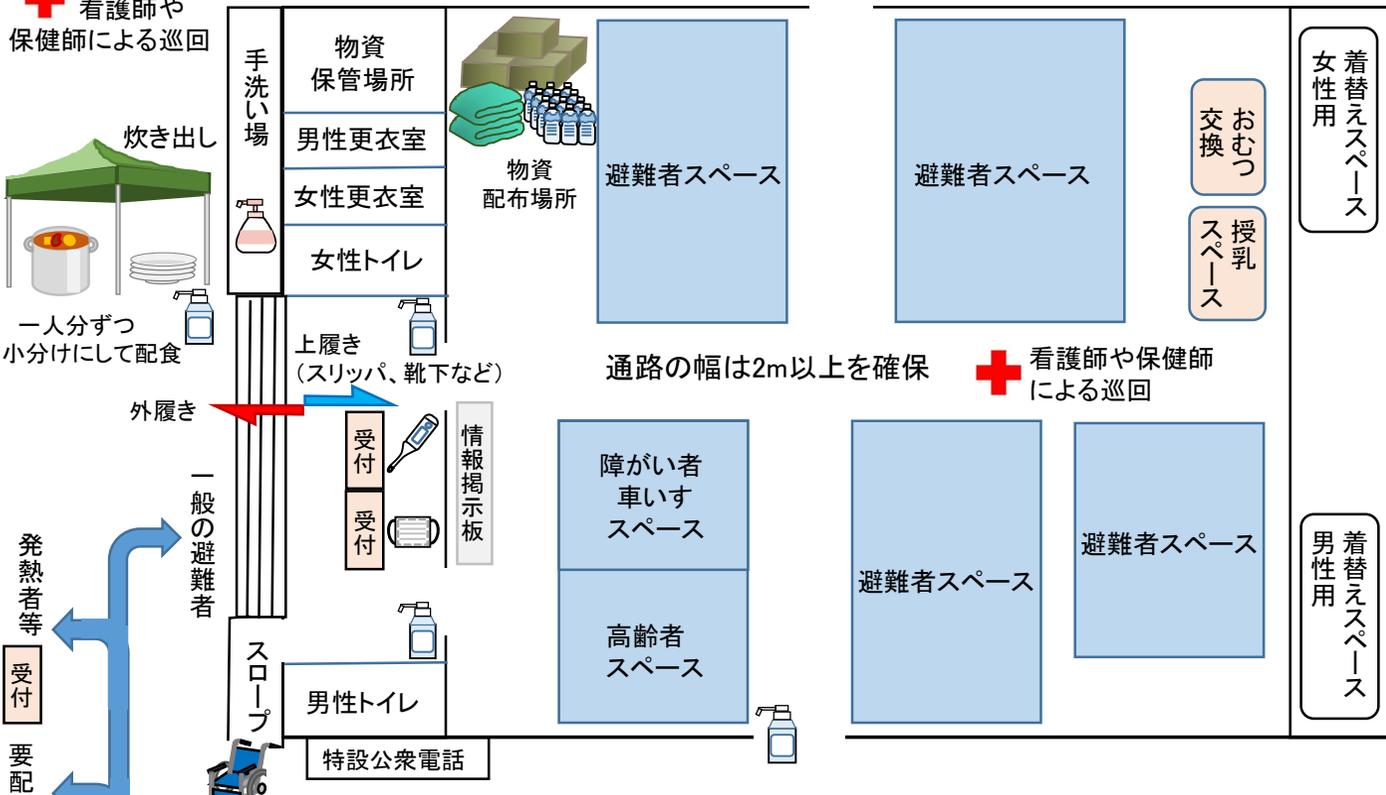
# 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2. 6. 10  
第2版

## ＜専用スペース＞



## ＜集合スペース＞



専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

**軽症者等 (一時的)**

- 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決め、本人に伝えておくことが重要です。

軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。

同一建物の場合、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

看護師や保健師による巡回

炊き出し

一人分ずつ小分けにして配食

発熱者等 受付

要配慮者 受付

濃厚接触者 受付

避難者

総合受付にて、滞在スペース・区画の振り分け(ナンバリング)を行う。

(マスク・体温計・上履き・ごみ袋持参)

**受付時でのチェック**

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

**用意するもの**

- ・体温計(非接触型)
- ・マスク
- ・アルコール消毒液(手指用)
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

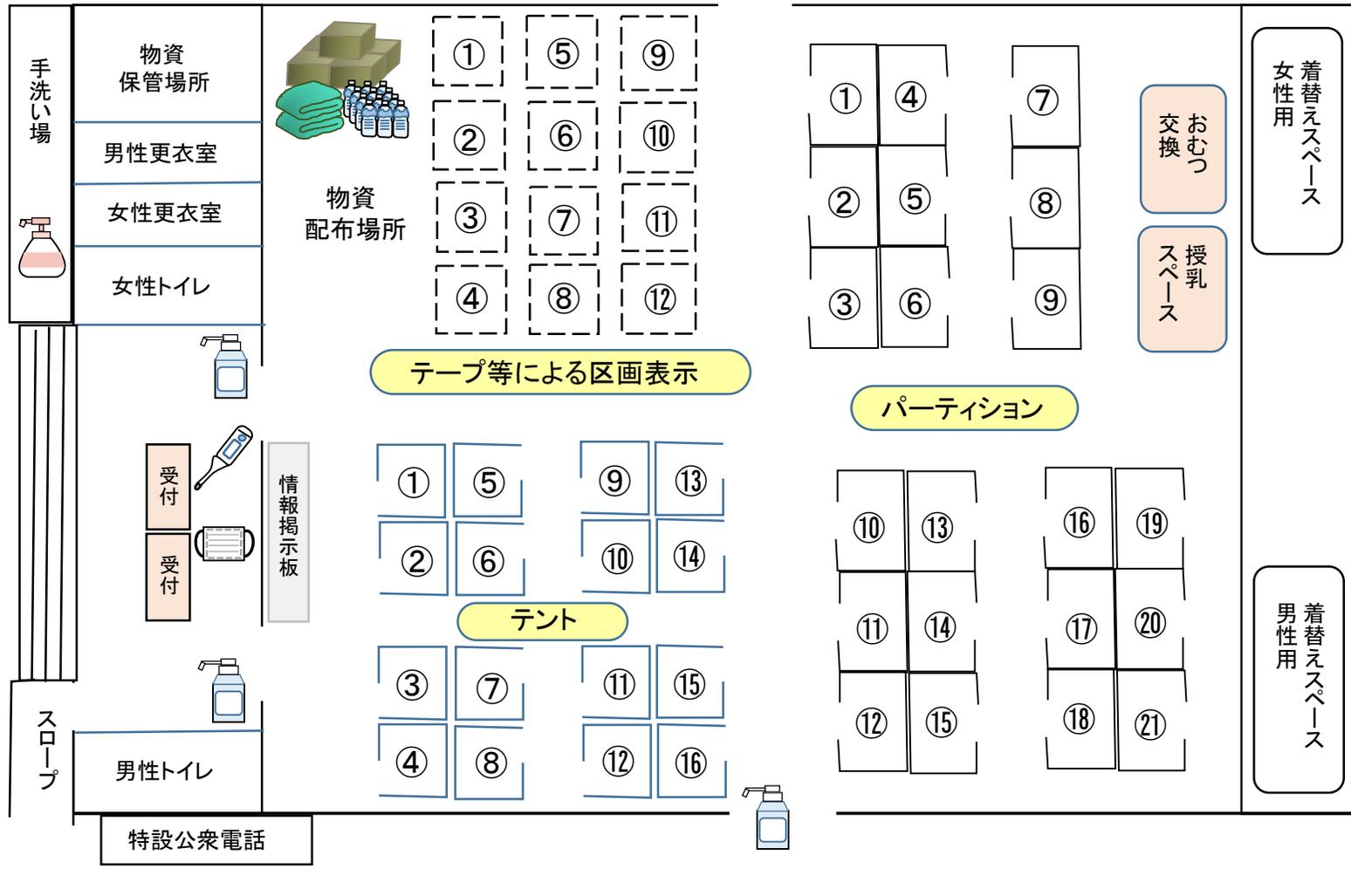
受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

# 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10  
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。

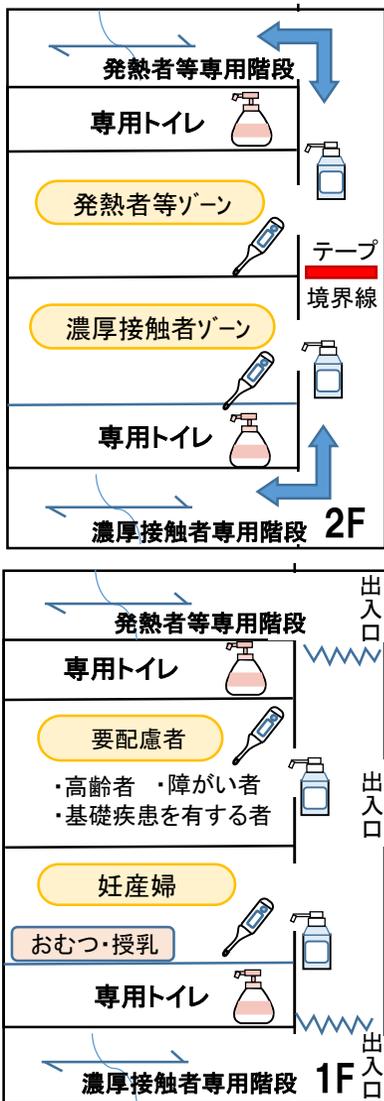


# 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 6. 10  
第2版

## 〈専用スペース〉

専用階段、専用トイレの確保する。  
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)  
(健康な人との兼用は不可)



軽症者等 (一時的)

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。  
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

看護師や保健師による巡回

## 〈集合スペース〉



発熱者経路

避難者スペース



おむつ交換  
授乳スペース

女性用  
着替えスペース

男性用  
着替えスペース

看護師や保健師による巡回

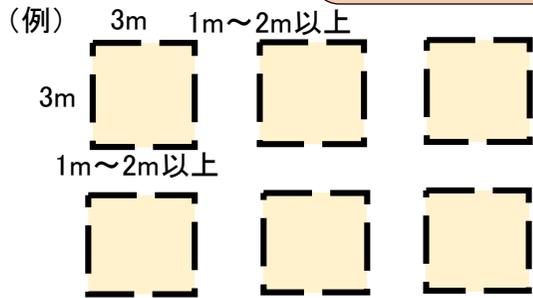
※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

# 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

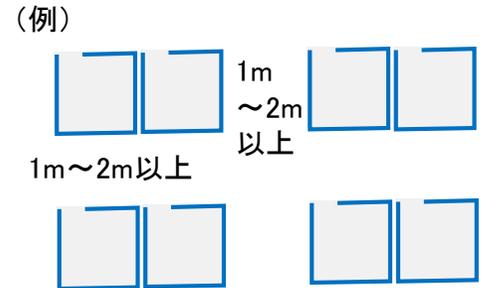
- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

## テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
  - 家族間の距離を1m以上あける
- ※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

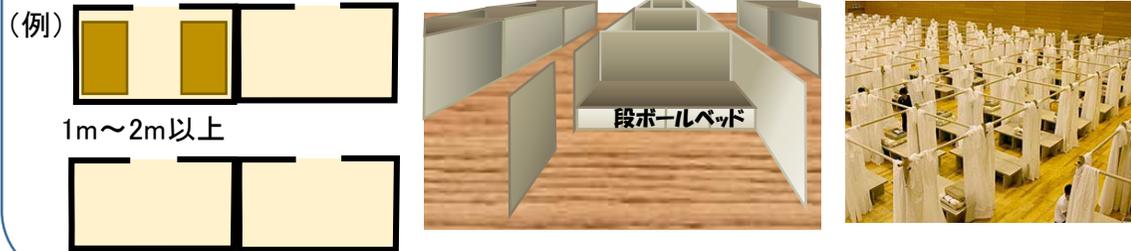
## テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

## パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

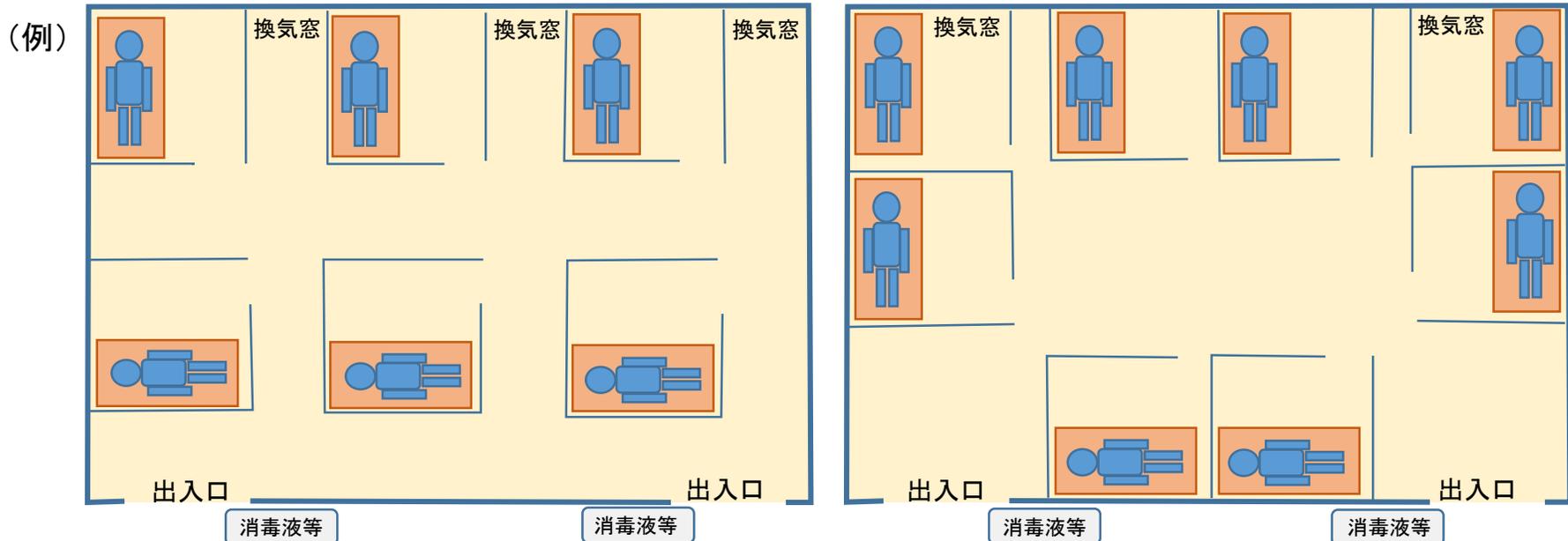


※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。  
※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。  
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

# 発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10  
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。  
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。  
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

## 出典・参考文献

- 避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針（令和2年6月）香川県
- 避難所運営マニュアル作成の手引き（新型コロナウイルス感染症対策編）（令和2年6月）高松市
- 避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）（令和2年6月）東京都
- 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針（令和2年5月）熊本県
- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について（令和2年6月10日）内閣府・消防庁・厚生労働省